

身体拘束適正化についての指針

令和6年4月1日 改訂

I 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 理念

① 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束はご利用者の行動を抑制し自由を制限することで、身体的・精神的に重大な影響を与える可能性があります。

当施設の理念に掲げる「まごころ」を大切に、ご利用者に寄り添い、安心、安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き、原則として実施しません。

② 身体的拘束に該当する具多的な行為

- ・徘徊しないように、車椅子・椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブル等をつける
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを防ぐような椅子を使用する
- ・脱衣やおむつ外しを制限するため介護服(つなぎ服)を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
- ・自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する

(2) 方針

①入所前の情報や状態により、ご家族との面談時に身体的拘束適正化のための話し合いを行います。

入所後の状況により、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

②緊急やむを得なく身体的拘束が必要になった場合、身体的拘束適正化のため速やかに検討会議を行います。

(一)

③介護課主任ならびに副主任は率先して施設全体の資質向上に努めます。

苑内研修の開催、苑外研修に参加するなど、施設全体の知識、技能の向上に向け取り組みを構築します。

II 身体拘束適正化委員会の設置及び開催

①身体拘束適正化委員会の設置及び開催

身体拘束適正化委員会を設置し、当施設では身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。委員会は毎月一度から三ヵ月に一度の頻度で開催をします。

新規に実施を開始する場合や緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施・継続する場合には、身体的拘束の実施状況の確認や三つの要件を満たしているかどうか検証、検討します。

②委員会の構成

委員長、副委員長

その他メンバー

看護師長、介護主任、副主任、支援相談課、リハビリ課、介護支援専門員

③委員の役割

委員長 統括管理・統括責任者

副委員長 委員長不在時の代行

看護師長 医師との連携

支援相談課 家族等との連絡調整

介護支援専門員 プランの整備、意向の確認、ご利用者・ご家族の意見調整

介護主任・副主任 同意書作成、検討会議開催、ケア方法の工夫

本人・家族への説明、ケアマネージャーとの連携

④委員会の検討内容

- ・ 前回議題に対しての振り返り
- ・ 三つの要件の再確認要件に該当する場合、拘束しない場合のリスクを評価し解除に向けて検討
- ・ 新規に身体的拘束が必要と判断した場合は、三つの要件の該当状況、代替案について検討
- ・ 身体的拘束が必要と判断した場合は、医師・ご家族への実施調整について検討
- ・ 研修内容の検討・次回委員会での議題予定
- ・ 議事録の作成・回覧

Ⅲ 三つの要件の確認

- | | |
|------|--|
| 切迫性 | 利用者本人または、他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと |
| 非代替性 | 身体的拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと |
| 一時性 | 身体的拘束が一時的なものであること |

Ⅳ 記録等

緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合、次の項目について具体的にご本人、ご家族等へ説明し、書面で確認を得ます。

当日に来苑できない場合は、電話での説明を行い後日書面で確認を得ます。

- ・拘束が必要になる理由
- ・拘束方法（場所・部位・態様）
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

※別紙様式参照

Ⅴ 身体的拘束等に関する記録

緊急やむを得ない理由から、身体的拘束を実施する（している）場合には、身体的拘束の実施状況やご利用者の日々の態様（時間や状況、動作や様子など）を記録し身体拘束適正化委員会で解除に向けた確認を行います。

Ⅵ 身体的拘束適正化の為の研修

身体的拘束適正化の為、当施設に従事している職員を対象に、年に2回の苑内研修を実施します。加えて新規採用時の研修を必ず行います。

研修の実施にあたっては、開催日、実施日、実施場所、研修名、内容を記載した研修報告書を作成します。

研修後にアンケートを配布、その内容を研修報告書に添付します。

Ⅶ 身体的拘束適正化の為の指針は、利用者及び家族などが自由に閲覧できるよう

施設内に掲示し、ホームページ等で広く公表します。

令和6年4月1日改訂
身体拘束適正化委員会

身体的拘束・行動制限の対応の実施について

【実施の流れ】

